

宮城県立病院機構プロパンガス購入（単価契約）仕様書

- 1 物 品 名 プロパンガス
- 2 規格・品質 い号（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下、「液化石油ガス法」という。）における規格）
- 3 納入場所 ① 宮城県立循環器・呼吸器病センター（栗原市瀬峰根岸 5 5 - 2）
② 宮城県立精神医療センター（名取市手倉田字山無番地）
③ 宮城県立がんセンター（名取市愛島塩手字野田山 4 7 - 1）
- 4 契約期間 平成 2 8 年 4 月 1 日から平成 2 9 年 3 月 3 1 日まで
- 5 入札に当たっての留意事項
入札書に記載する金額は、1 m³当たりの税抜金額を記載すること。
- 6 供給設備及び消費設備の管理方法
 - (1) 液化石油ガス法及び高压ガス保安法等関係法令（以下「関係法令」という。）に基づき安全で安定したプロパンガスの供給とプロパンガスによる災害の発生を未然に防ぐ体制を確保できること。
 - (2) プロパンガスによる災害の発生に対応するため、24 時間の緊急出動体制を確保できること。
 - (3) 各病院のプロパンガスの供給設備は、関係法令に基づく「特定供給設備」となっている。この設備の十分な管理ができること。また、関係法令に基づく必要な手続きができること。
 - (4) 関係法令に基づく安全対策の他に次に掲げる事項が実施できること。これに要する費用は LP ガス供給事業者（受注者）の負担とする。
 - イ 供給開始時及び毎月 1 回以上貯蔵施設からガスメーターまで目視、その他必要な点検を行い、結果を 3 納入場所に示した各病院（以下「各病院」という。）に報告すること。
 - ロ 供給開始時及び 1 年に 1 回以上、バルブ、集合装置、気化装置、供給管及び各病院が必要と認める箇所の気密漏洩試験を実施し、結果を各病院に報告すること。
 - ハ 供給開始時及び 1 年に 1 回以上、各病院内の供給先のゴム配管の点検及びガス器具の目視、その他必要な点検を行い、安全教育を行うとともに結果を各病院に報告すること。
 - ニ 各病院から要請があったときは、各病院が実施する防災訓練に参加し、プロパンガスについて安全教育を行うこと。
 - (5) 各病院におけるプロパンガス供給業務責任者を正副 2 名報告すること。プロパンガス供給業務責任者に変更があった場合も同様とする。
 - (6) 入札等の結果、LP ガス供給事業者が変わることとなったときは、変更前の LP ガス供給事業者が所有する LP ガス供給設備の取扱い（撤去・新設・譲渡等）について、新旧 LP ガス供給業者間で協議の上決定し、各病院の継続的なガス使用に支障が生じることのないよう遅滞なく供給設備体制を整えること。
- 7 予定数量及び供給場所

	循環器・呼吸器病センター	精神医療センター	がんセンター	
予 定 数 量	15,000 m ³	3,300 m ³	22,000 m ³	
供 給 場 所	①プロパンガスボンベ庫 (厨房・理容室分) 50kg ボンベ 30 本	①プロパンガスボンベ庫 (厨房・本館・病棟分) 50kg ボンベ 18 本	①プロパンガスボンベ庫 50kg ボンベ 58 本	
			系統	ガス使用場所

	②看護師宿舎・医師宿舎・ 医師単身宿舎の集合住宅 6ヶ所に合計50kgボンベ 30本 ③医師宿舎1戸建住宅 6戸50kgボンベ各2本 ④感染症対応病棟 2.9t地上式バルク貯槽	※本館・病棟分のメーター は地下1階機械室内に設 置 ②リハビリテーションセン ター 50kgボンベ4本	B1F系統	本館：B1F 厨房
			7F系統	研究棟：ボイラー 本館：B1F 無菌室 :1F 調剤試験室 :2F 合同検査室 :7F 厨房
			一般系統	本館：3F～6F ナースステ ーション処置室 研究所：B1F 各実験室 動物舎：1F 各実験室
			集学治療棟系統	B2F～1F 給湯室 屋上暖房用給湯器
			②院内保育所棟 50kgボンベ4本	

(1) 常に安全かつ安定した供給体制を確保すること。

(2) 購入数量は予定であり、購入数量を保証するものではない。

(3) 検針及び納入にあたっては、各病院又は各病院から指示を受けた者の立会の下、納入を行うこと。

8 LP ガス供給設備の設置費用の区分

	循環器・呼吸器病センター	精神医療センター	がんセンター
LP ガス供給設備等の設置費用	①医師宿舎及び看護師宿舎のメーター設置並びに検査等は LP ガス供給業者が行い、それに要する費用についても LP ガス供給業者が負担する。 ②6(6)に掲げる供給設備についても同様とする。	①プロパンガスボンベ庫及びリハビリテーションセンターのメーター設置並びに検査等は LP ガス供給業者が行い、それに要する費用についても LP ガス供給業者が負担する。 ②6(6)に掲げる供給設備についても同様とする。	①B1F 系統, 7F 系統, 一般系統, 集学治療棟系統のプロパンガスメーターの設置, 充填容器及び高圧集合装置の設置並びに検査等は LP ガス供給業者が行い、それに要する費用についても LP ガス供給業者が負担する。 ②6(6)に掲げる供給設備については、下記のものとする。 イ ガス料金算定用ガスメーター(ガスメーター室設置)4台(「B1F 厨房系統用」1台, 「7F 厨房系統用」1台, 「一般系統用」1台, 「集学治療棟系統」1台) ロ ボンベ庫内の高圧集

			<p>合装置（一次調整器（自動切替器）、二次調整器、高圧集合管、高圧ホース一式）、院内保育所棟の調整器 2 台及び高圧ホース</p> <p>ハ ボンベ庫入口に設置した消火器と格納箱</p> <p>ニ ボンベ庫内及び院内保育所棟に置いた容器（残ガス）</p>
--	--	--	--

9 物価等の変動に基づく契約単価等の変更

発注者又は受注者は、契約期間内において、物価等の著しい変動その他経済事情により、契約単価が著しく不相当であると認められるに至ったときは、発注者受注者協議の上、契約単価を変更することができる。

10 その他

- (1) 病院敷地内を車両通行する場合は、徐行運転し、事故等のないよう十分注意すること。
- (2) 県の基幹医療機関であることを踏まえ、災害発生時に優先的に納入すること。
- (3) 請求書は各病院ごとに毎月末日に集計し、翌月 10 日までに各病院に請求するものとする。ただし、がんセンターについては、各系統ごと（B1F 系統、7F 系統、一般系統、集学治療棟系統）の内訳を記載し、院内保育所棟分については請求書を別に分けて提出すること。また、循環器・呼吸器病センターについては、看護師宿舎・医師宿舎・医師単身宿舎の集合住宅及び医師宿舎 1 戸建住宅の使用者毎に金額及び使用量を記載した内訳書を毎月 3 日までに提出すること。